

灯油等石油製品の価格を引き下げするための緊急対策を求める意見書

原油価格の高騰により、ガソリン・灯油等石油製品の価格をはじめ、生活物資、サービスなどの値上がりが続いており、国民生活に深刻な事態が想定されている。

特に北海道は積雪厳寒期に入り、暖房は灯油に頼らざるを得ない状況にあり、灯油価格の高騰は低所得者をはじめ道民生活を一層苦しめる事態となっている。

国民が安心して生活できるよう、石油製品の価格を引き下げするための対策として、次の事項を緊急に取り組むことを強く要請します。

記

1. 緊急措置として、ガソリン税・軽油取引税を引き下げること。
2. 石油製品の関税及び石油石炭税を撤廃すること。
3. ガソリン・灯油等に対する消費税の二重課税を速やかに解消すること。
4. 国家備蓄石油を国内の石油製品価格の安定のため緊急放出する制度を確立すること。
5. 石油製品の安定供給と適正価格を確保するため、政府は産油国を含む各国と連携し実効性のある国際的な原油管理を図り、抜本的な対策を講じること。
6. 脱石油政策の促進を加速させること。
7. 石油製品を含む関連物資の便乗値上げが起らないよう監視体制を強化・充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 12 月 21 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 経済産業大臣

資源エネルギー庁長官 総務大臣 財務大臣